

令和 8 年 第 9 回 川西市教育委員会（定例会）議事日程表
--

会議日時 令和 8 年 5 月 2 6 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分から
場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告 第 1 号	専決報告について （社会教育委員の委嘱について）	
5	議案 第 1 8 号	社会教育委員の委嘱について	
6	議案 第 1 9 号	「業務量管理・健康確保措置実施計画」の一部変更について	
7		諸報告 令和 8 年 4 月の待機児童数等について	
8	議案 第 2 0 号	令和 9 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	

令和 8 年 第 9 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

目

次

- 報告 第 1 号 専決報告について
(社会教育委員の委嘱について)
- 議案 第 18 号 社会教育委員の委嘱について
- 議案 第 19 号 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の一部変更について
- 議案 第 20 号 令和9年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

報告第 1 号

専決報告について

次の事件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年川西市教育委員会規則第 11 号）第 4 条第 1 項の規定により処理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

記

社会教育委員の委嘱について

専決第 1 号

社会教育委員の委嘱について

別紙の者を社会教育委員に委嘱するについて、教育長に対する事務委任規則（昭和31年川西市教育委員会規則第11号）第4条第1項の規定により専決した。

令和8年4月1日専決

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

別 紙

委員を委嘱する者

	氏 名	年 齢	選出区分	役 職	備 考
1	吉川 順子	5 8	学校教育関係者	けやき坂小学校長	新規
2	河野 明美	5 8	学校教育関係者	緑台中学校長	新規

(任 期) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

議案第 18 号

社会教育委員の委嘱について

別紙の者を社会教育委員に委嘱するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年5月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

社会教育委員の任期満了に伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるため本案を提出する。

社会教育委員

番号	氏 名	住 所	選出区分	経歴・活動実績等	就任年月日
1	のざき ひろし 野 崎 洋 司	市外	学識経験者	有識者（専門：社会教育、生涯学習、教育行政等） 大和大学教育学部教育学科教授 大阪府社会教育委員 元湊川短期大学教授、地域連携センター長 元兵庫県教育委員会事務局社会教育課主任指導主事 元兵庫県立こどもの館指導課長 元兵庫県立幼児教育センター主幹 元兵庫県立嬉野台生涯教育センター生涯学習企画調整 担当課長 元兵庫県立教育研究所指導主事 元兵庫県立高等学校教頭・教諭 元国立淡路青年の家専門員 等	H30.4.1 (再任)
2	つねゆき ただおみ 常 行 貞 臣	市内 (小花)	学識経験者	生涯学習1級インストラクター 元関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター学芸員 元川西市生涯学習短期大学運営に係る懇談会委員	R2.6.1 (再任)
3	おおたに ゆ み こ 大 谷 裕 美 子	市外	学識経験者	文部科学省CSマイスター ゆめ まなびネット代表(放課後こども教室・こどもの居場所 事業他) 大阪府社会教育委員 河内長野市成長戦略局 輝く「美加の台」総合研究会委員河 内長野市社会教育委員会議議長 奈良県社会教育委員 生駒市社会教育委員会議議長 生駒市総合計画審議会審議委員	新任
4	かわの ま い こ 川 野 麻 衣 子	市外	学識経験者	NPO法人北摂こども文化協会理事長 奈良教育大学 ESD・SDGsセンター研究部員 立命館大学産業社会学部講師生涯学習概論 京都市立芸術大学美術学部講師生涯学習概論 奈良県社会教育委員	R6.6.1 (再任)
5	なかつか ひ と し 中 塚 一 司	市外	社会教育関係者	元多田公民館長 元川西市こども未来部長 元川西市こども家庭部長	新任
6	みよし と も こ 三 善 知 子	市内 (南花屋敷)	家庭教育関係者	元兵庫県立こやの里特別支援学校PTA役員 元川西市PTA連合会副会長 元川西南中学校PTA副会長 元加茂小学校PTA役員 元加茂幼稚園保護者会役員	R6.6.1 (再任)
7	よしかわ よ り こ 吉 川 順 子	-	学校教育関係者 (特・小学校長会推薦)	けやき坂小学校長	R8.4.1 (再任)
8	かわの あ け み 河 野 明 美	-	学校教育関係者 (中学校長会推薦)	緑台中学校長	R8.4.1 (再任)

(任 期)令和8年6月1日から令和10年5月31日まで(2年)

議案第 19 号

「業務量管理・健康確保措置実施計画」の一部変更について

「業務量管理・健康確保措置実施計画」を一部変更することについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年5月26日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

本計画中に記載している取組の一部について、本来児童・生徒への支援の充実に目的に実施しているものであり、教師の負担軽減という観点はあくまで副次的な要素であることから、本計画からこの項目について削除するため、本案を提出する。

川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の新旧対照表

変更前	変更後
4. 実施する業務量管理・健康確保措置 (1) 業務量の削減・業務の効率化	同左
(省略)	(省略)
●「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組	同左
(省略)	(省略)
③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	同左
ア 授業準備 ・補助的業務についてのスクールサポートスタッフの活用（継続実施）	同左
イ 学習評価や成績処理 ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進（継続実施） ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムを活用（継続実施）	同左
ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護師、特別支援加配職員、生活指導相談員、語学支援員などの配置（継続実施） ・不登校児童生徒への対応として、全校にサポートルームを設置（継続実施）	削除

川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8(2026)年5月改訂

川西市教育委員会

改版日	改版概要
2026／3／26	初版作成

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

第6次川西市総合計画では、教育保育分野の目標として、多様な教育保育活動の場を整え、質の高い教育保育内容の充実を図ることを掲げている。

質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、教育職員にしかできない職務に専念できるよう、業務の見直しや効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2（2020）年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」

（以下「規則」という）を定め、また、令和3（2021）年6月には「川西市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校づくりに関する方針）」を作成して、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年（2024）度は以下のとおりであった。

【令和6（2024）年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 379 時間 33 分（月平均：31 時間 37 分）	—	—
1 箇月時間外在校等時間 80 時間超※2	69 人	9.2%
1 箇月時間外在校等時間 45 時間超※2	406 人	54.4%
年間時間外在校等時間 360 時間超 （月平均 30 時間超）	370 人	49.5%
年間時間外在校等時間 720 時間超 （月平均 60 時間超）	32 人	4.3%

※1 教育職員 747 人に占める割合

※2 令和6（2024）年度においてひと月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数が対象

一人あたり年間平均時間外在校等時間については、全体として月平均で30時間を上回っている。また、ひと月でも80時間を超えたことがある教育職員の割合は1割以下であるものの、45時間を超えたことのある教育職員の割合は54.4%と半数を超える状況となっている。

さらに、市の規則で定める、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行うことが必要な場合の上限時間（年間720時間）を超えた教育職員は32人（4.3%）となっている。

これらの詳細なデータを見ると、教頭など特定の職名の時間が特に多くなっている傾向がある。そのため、教育職員全体で業務改善の取組を進めていくとともに、特定の職名に特化した対応についても今後検討が必要となる。

【病気休暇等取得者の状況（90 日以上病気休暇及び休職）】（単位：人）

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
病気休暇等 取得者	7 人	8 人	9 人	8 人

90 日以上病気休暇及び休職を取得した人数については、ここ数年間は概ね横ばいで推移している。

2. 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とする。

政府の目標『令和 11（2029）年度までに月平均 30 時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3. 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教育職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教育職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員の割合：0%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の割合：0%
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間における教育職員の時間外在校等時間：360 時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

ワーク・ライフ・バランスを実現することが、教育職員の視野を広げるなど、資質や能力の向上にも資するため、職員のライフワークなどについて、有給休暇制度を適切に活用できる職場環境づくりを進めていく。

- ・ 年次休暇を年間 10 日以上取得する教育職員の割合：100%
- ・ ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）120 以上（※1）の所属数：0 所属

（※1）「健康リスク値（総合）」は、公立学校共済組合のストレスチェック結果をもとに算出される指数で、全国平均を 100 とした相対値です。120 以上は、全国平均と比べてストレス負荷が高く、健康への影響が懸念される状態を示します。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

- 「学校業務改善に関するガイドライン（令和6（2024）年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（継続実施）
- ・市独自の働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」の完全実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進

- ・働きがいのある学校づくりや業務改善を進めるプロジェクトチームの全学校内の設置及び市教育委員会内のプロジェクトチームとの連携（継続実施）

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（※2）

イ 部活動の社会移行の完全実施（継続実施）

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化（継続実施）

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施（継続実施）

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入（継続実施）
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（継続実施）
- ・教育職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成AI等の活用の促進

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・スクールサポートスタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材の積極的な活用（継続実施）

⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施（継続実施）

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・業務改善プロジェクトチームから生まれた市独自の取組や他市の好事例集の取組の共有

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施（継続実施）

（※2）本計画4ページに、「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組内容を記載しています。

⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進（継続実施）
- ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（継続実施）

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底（継続実施）
- ・管理職・一般職員向けの市独自研修の実施
- ・相談窓口の活用周知（継続実施）

●「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組

①学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・弁護士による法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援（継続実施）

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・市教育委員会から学校への調査量や文書量の縮減（継続実施）
- ・LOGO フォームなどのデジタル技術の活用による学校の負担軽減（継続実施）
- ・共同学校事務の取組の推進（継続実施）

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・市教育委員会のICT担当職員によるサポート（継続実施）

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・小学校のプール授業の委託化に伴う施設管理負担の軽減（継続実施）
- ・スマホによるオートロック操作やTeamsアプリにある校内内線化の実施（継続実施）

エ 部活動

- ・部活動の社会移行完全実施（継続実施）

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・補助的業務についてのスクールサポートスタッフの活用（継続実施）

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進（継続実施）
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムを活用（継続実施）

●その他の取組

- ・教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進（継続実施）
- ・春休みの追加や秋休みの創設など、長期休業の見直し（継続実施）
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・市教委の職員と教育職員がアクセスできる校務系、教育データを活用する学習系のプラットフォームから構成する教育 DX プラットフォームの構築（継続実施）

（２）健康の保持増進

●ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における衛生委員会の月 1 回以上の開催の徹底
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の教育職員への産業医面談指導の実施（継続実施）
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知（継続実施）
- ・市教育委員会による「風通しの良い職場づくり」のための研修の実施

心の健康づくり計画（兵庫県教育委員会）における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理監督者を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

（３）取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる市教育委員会内の関係課が定期的に集まり、現状の共有や有効な支援などを検討するプロジェクトチームの設置

5 今後のフォローアップ

- ・教育委員会定例会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、ホームページへの掲載や、学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校への本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実

議案 20 号

令和9年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

令和9年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織(別紙のとおり)について、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年5月26日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

令和9年度使用教科用図書を採択するにつき、その方針を決定し、及び協議会委員を委嘱する必要があるので本案を提出する。

令和 9 年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について(案)

川西市教育委員会

令和 9 年度使用教科用図書の採択に関して、方針及び組織について次のように定める。

1 令和 9 年度使用教科用図書の採択方針について

令和 9 年度使用川西採択地区教科用図書採択に関する方針を、次のとおり定める。

(1) 採択の基本方針

ア 文部科学省及び兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任の下、公正確保を徹底し適正な手続きを行う。

イ 採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択する。

(2) 採択の方法

ア 小学校

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

イ 中学校

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

ウ 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用含む）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

（ア）文部科学省著作教科書

小学部

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

中学部

令和 7 年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

（イ）一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、その際、文部科学省発行の「令和 8 年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

エ ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

2 令和9年度使用教科用図書の採択に関する組織について

(1) 川西市立小・中学校（特別支援学校及び特別支援学級を含む。）教科用図書採択の組織

ア 川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会における協議の結果に基づいて、令和9年度使用教科用図書を採択する。

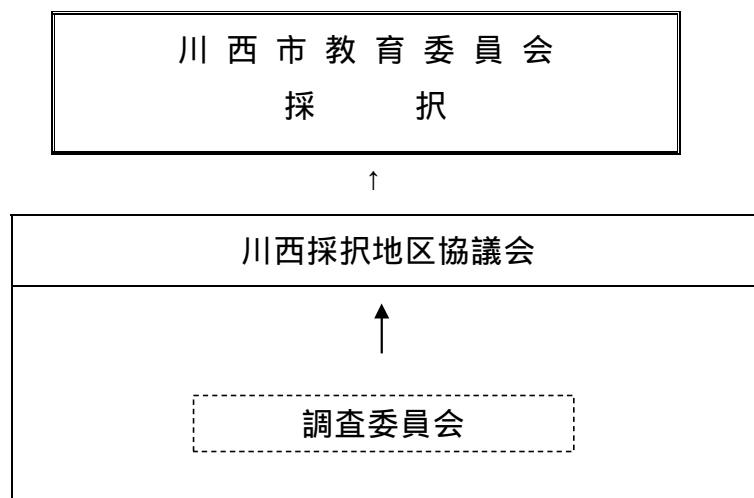
イ 協議会の委員は、規約に基づき、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、調査委員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。調査委員は、調査委員会を組織する。

エ 調査委員は、教科用図書について調査研究を十分に行い、調査委員会は、これを協議会に報告する。

(2) 協議会の任務

令和9年度使用教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知する。



川西採択地区協議会規約（案）

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、川西採択地区内の市町立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「義務教育諸学校」という）において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、川西採択地区協議会という。

（設置）

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、共同して設ける。

川西市教育委員会

猪名川町教育委員会

（任務）

第4条 協議会は、義務教育諸学校の教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに調査研究し、選定を行う。また、関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び理由を通知する。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、関係市町教育委員会の協議により定める。

（組織）

第6条 協議会は、委員14名をもって組織する。委員数の割り振りは、次のとおりとする。

川西市教育委員会 8名

猪名川町教育委員会 6名

（委員）

第7条 協議会の委員は、関係市町教育委員会の教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員の選出区分に応じて選任し、それぞれの教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長とする。

3 会長及び副会長の任期は採択に関する事務が完了する日までとする。ただし、任期の途中で交代した場合における後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

（教科用図書の選定の方法）

第 10 条 教科用図書の選定は、第 11 条第 3 項の報告及び県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、該当種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書の投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た 2 種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき 2 種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(調査委員及び調査委員会)

第 11 条 協議会は、教科用図書に関する調査研究のために、調査委員を委嘱する。

2 調査委員は、協議会の依頼に応じ、対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行う。なお、調査研究に当たっては、県教育委員会の「調査研究資料」を参考にするとともに、必要に応じて指導助言を求めるものとする。

3 各教科別調査委員代表をもって調査委員会を組織する。調査委員会は、調査研究結果を協議会に報告する。

4 各教科及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の調査委員は、それぞれ 6 名とし、協議会が次の割り振りにより、義務教育諸学校の教員にこれを委嘱する。

川西市 4 名

猪名川町 2 名

5 調査委員会規程は、協議会の会議で定める。

(資料の公表)

第 12 条 前条第 3 項の資料については、関係市町教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。

2 その他公表する資料等については、協議会の会議で定める。

(守秘義務)

第 13 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(経費支弁)

第 14 条 協議会に要する経費は、関係市町教育委員会が分担する。

(特例)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議で定める。

付 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日より改正する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日より改正する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日より改正する。

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より改正する。

令和9年度使用教科用図書 川西採択地区協議会委員名簿

委 員 氏 名	職 名 等	選出区分 (備 考)
(副会長) 石田 剛	川西市教育長	川西市教育長
金子 愛	川西市教育委員	川西市教育委員
平瀬 史明	川西市立川西北小学校長	校長 (特・小学校校長会 会長)
杉村 浩	川西市立東谷中学校長	校長 (中学校校長会 会長)
藤原 枝梨加	川西市立川西北小学校	教員
山本 美賀	明峰小学校 P T A 会長	保護者
小畑 利宏	元川西市立小学校長	学識経験者
三石 基文	教育推進部 副部長 (教育保 育・インクルーシブ推進担当)	市教委事務局
(会長) 大橋 昭博	猪名川町教育長	猪名川町教育長
上神 善太郎	猪名川町教育委員	猪名川町教育委員
中川 智子	猪名川町立白金小学校	校長 (小学校校長会 代表)
吉尾 豊	猪名川町 PTA 連合会長	保護者
北上 玲子	元猪名川町立中学校長	学識経験者
乾 和典	猪名川町教育委員会 学校教育課 課長	町教委事務局

令和9年度使用教科用図書採択事務に関する日程

日 程	曜	事 項	備 考
5 月		各教育委員会で採択方針・組織議決	
5・29	金	第1回川西採択地区協議会 14:00～ ・協議会委員の委嘱状、任命書交付（両教育長） ・令和9年度使用教科用図書採択について	猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室
5・29	金	第1回教科用図書調査委員会 15:30～ ・調査員の委嘱状交付（協議会会長） ・令和9年度使用教科用図書採択について ・教科用図書調査委員会について	猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室
6・11	木	教科書展示会開始 ～6/26（金）教科書展示会最終日	会場 川西市立中央図書館 猪名川町教育支援センター
6・23	火	教科用図書採択に関する報告書提出	調査委員会
6・30	火	第2回川西採択地区協議会（調査委員会から説明） 14:00～	猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室
7月中旬		各地教委へ採択に関する報告書提出	一市一町
		各教育委員会で採択 7/16（木）川西市 7/22（水）猪名川町	一市一町
7月下旬		採択教科用図書一覧表を県教委へ報告	市町教委事務局
7月下旬		管内小・中・特別支援学校へ採択教科書を通知 各校へ教科用図書需要数調査（通知）	学校長
8月上旬		教科用図書需要票等を市町教委へ提出	一市一町
8月上旬		教科用図書需要票等を県教委へ提出	一市一町
8月上旬		附則第9条図書需要票を市町教委へ提出	一市一町
8月下旬		附則第9条図書需要票を県教委へ提出	一市一町
8・31	月	採択に関する事務完了	

義務教育諸学校における令和9年度使用教科用図書の採択に関する基本方針

兵庫県教育委員会

1 採択にあたっての基本的な考え方

教科用図書の採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられないよう、公正性及び透明性の確保を徹底し、採択権者が責任をもって採択すること。

教育基本法、学校教育法、学習指導要領に加え、県立学校及び市町組合教育委員会においては兵庫県教育基本計画である第4期「ひょうご教育創造プラン」の趣旨を踏まえながら、採択権者が教科用図書を適切に採択すること。

2 採択する教科用図書

小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程
令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」（以下「一般図書」という。）を採択すること。

ア 文部科学省著作教科書

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。

イ 一般図書

一般図書については、毎年度異なる図書を採択することができる。その際、文部科学省発行の「令和8年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

ユニバーサルデザインに関する配慮について

教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいこと。

3 採択にあたっての体制

公立小・中学校・義務教育学校（市立特別支援学校の小・中学部を含む）

ア 単独採択地区

兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、選定委員会を組織すること。

選定委員会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。

選定委員会は、指導主事、小・中学校等の校長・教員からなる調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。

なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

イ 共同採択地区

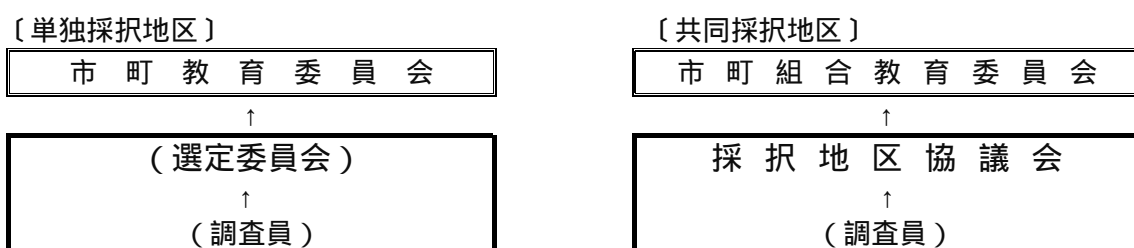
当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。

採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。

採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。

なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。

当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。



県立特別支援学校の小・中学部及び中等教育学校前期課程

ア 各学校において、選定委員会を設置すること。

イ 選定委員会の代表者は、校長、教員、保護者、学識経験者の中から選定委員を委嘱又は任命すること。

国・私立学校及び公立大学法人が設置する学校

ア 前項に準ずる。

イ 私立学校は、前項イに理事を加えることができる。

ウ 各採択権者において、文部科学省からの通知等に基づき、適正に採択すること。

4 採択結果及び理由等の公表

採択権者は、教科書の採択結果及び理由等採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすこと。

5 公正性・透明性の確保

規範等の遵守

ア 採択関係者（採択に至るまでの一連の手續に關与しうる者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含む。

（常勤・非常勤は問わない）は、文部科学省の指導や教科書発行者が定める「教科書発行者行動規範」等を遵守すること。

イ 外部からの不当な影響により教科書採択が左右されることなく、採択権者の判断と責任で採択できるよう、学校と情報共有するなど密接に連携し、適切に対応すること。

教科書発行者との健全かつ適切な関係の保持

ア 質の高い教科用図書とするためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の

意見を反映することは、意義を有する側面もある。また、教員等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。しかしながら、一般の国民ないし地域住民から教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為と受け止められることがないよう、教科書発行者との健全かつ適切な関係を保持すること。

イ 採択関係者は、教科書発行者に対し、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないようにすること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、具体的な禁止される行為や許容される行為について、全ての採択関係者に周知徹底を図ること。

ウ 教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与もしくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法第32条、第33条又は第38条の規定に違反することになり得る。

教科書見本の取扱い

ア 教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としていると認識し、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

イ 教科書見本については、教科書発行者から各教育委員会に送付することができる上限を超えて求めることは厳に行わないこと。

ウ 令和6年度以前に検定を受けた教科書の見本については、教科書採択にあたっての調査研究等に活用するものであることに留意し、今後の授業等に活用する目的で教科書発行者に送付を求めないこと。

エ 採択期間終了後に、教科書発行者に授業研究や教材研究等のために教科書見本の送付を求めることは行わないこと。なお、採択期間に送付された教科書見本については、採択終了後の授業研究や教材研究に有効活用すること。

オ 共同採択地区において、教科書見本の部数が過多となり、教科書発行者に引き取りを求める場合には、特定の教科書発行者のみに引き取りを求めないこと。

カ 教科書見本と併せて、又は個別に、デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることに注意すること。

過大な宣伝活動等への対処

ア 宣伝活動等の加熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者が新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等の主催や開催の関与を行うことが禁止されていることを理解し、適切に対応すること。

イ 採択権者は、採択事務説明会などの機会を活用し、発行者の宣伝活動の実態を把握すること。また、採択事務に支障を来す事態が発生した場合や不当な働きかけがあった場合においては、警察など関係機関と連携しながら、毅然とした対応を取ることに。

検定申請本（申請図書）の取扱い

検定申請本（申請図書）は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者が教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む）に使用することは一切認められていないことを全ての採択関係者に周知徹底すること。

6 その他

教科用図書の採択にあたっての具体的な手続きについては、「兵庫県採択事務取扱要領」に基づくこと。

共同採択地区においては、関係市町組合教育委員会と関係教育事務所により「採択地区適正規模化検討委員会」を設置し、採択地区がより適切なものとなるよう努めること。

教科書展示会場は、一般県民も閲覧することから可能な限り県民が参会しやすい施設とすること。

調査研究の実施にあたっては、学校における働き方改革を進める観点から、他の採択権者や採択地区等と共同して効果的・効率的に行うなどの工夫も考えられること。

諸 報 告

令和 8 年 5 月 2 6 日（火）

1．令和 8 年 4 月の待機児童数等について

(入園所相談課)

令和 8 年 4 月の待機児童数等について

令和 8 年度のこども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査」の要領に基づき、待機児童数等を報告いたします。

- ・待機児童数（国基準） 0 人
- ・入所保留児数（国基準外） 1 2 6 人
- ・入所保留児に対する定員不足数 5 4 人
（第 6 次川西市総合計画指標）

・申込者数

令和 8 年 4 月入園所	令和 7 年 4 月入園所	増減（R 8 - R 7）
749人	763人	△14人

・待機児童数（国基準）

令和 8 年 4 月	令和 7 年 4 月	増減（R 8 - R 7）
0人	0人	0人

・入所保留児（国基準外。育児休業延長許容を除く。）

令和 8 年 4 月	令和 7 年 4 月	増減（R 8 - R 7）
126人	91人	+35人

※入所保留児（国基準外）の年齢別内訳（育児休業延長許容を除く。）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 8 年 4 月	16人	44人	43人	5人	12人	6人	126人
令和 7 年 4 月	4人	38人	22人	14人	8人	5人	91人
増減（R 8 - R 7）	+12人	+6人	+21人	△9人	+4人	+1人	+35人

※令和 8 年 4 月入所保留児（国基準外）の居住地域内訳

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
川西南中学校区	4人	13人	8人	1人	6人		32人
川西中学校区	3人	8人	16人		5人	3人	35人
明峰中学校区		2人					2人
多田中学校区	4人	12人	8人	1人			25人
清和台中学校区	3人	1人	3人				7人
緑台中学校区	1人	2人	4人				7人
東谷中学校区	1人	6人	4人	3人	1人	3人	18人